

第1章 関係機関の所在地等

1 音更町

部 課 等 名			郵便番号	所 在 地	電 話	F A X			
総務部	総務課	庶務係	080-0198	河東郡音更町元町2番地	0155-42-2111 内線232	0155-42-2117			
	情報・防災課	防災係			内線242				
		情報システム係			内線235				
	税務課	住民税係			内線572				
	収納課	収納係			内線582				
企画財政部	企画課	企画調整係	080-0301	河東郡音更町木野大通西 6丁目1番地	内線212	0155-32-4162			
	広報広聴課	広報係			内線216				
	財政課	財政係			内線222				
町民生活部	町民課	町民窓口係	080-0198	河東郡音更町元町2番地	内線542	0155-42-5160			
	木野支所				080-0301		河東郡音更町木野大通西 6丁目1番地	0155-31-2101	0155-32-2016
	環境生活課	環境安全係			080-0198		河東郡音更町元町2番地	0155-42-2111 内線562	0155-42-2713
保健福祉部	福祉課	福祉係	080-0104	河東郡音更町新通8丁目5 番地	内線523	0155-32-4567 内線932			
	子ども 福祉課	子ども 福祉係			内線534				
	保健センタ ー保健課	総務係			080-0104	河東郡音更町新通8丁目5 番地	0155-42-2712 内線913	0155-32-4576	
	地域包括支 援センタ ー高齢者 福祉課	高齢者 福祉係					0155-32-4567 内線932		
経済部	農政課	農政係	080-0198	河東郡音更町元町2番地	0155-42-2111 内線712	0155-42-2696			
	産業連携課	産業連携係			内線722				
	商工観光課	商工労政係			内線732				
	土地改良課	管理係			内線743				
	ふれあい交 流館	総務係	080-0335	河東郡音更町希望が丘5 番地10	0155-42-6600	0155-42-6601			

部課等名			郵便番号	所在地	電話	FAX		
建設水道部	都市計画課	都市計画係			0155-42-2111 内線312	0155-42-2142		
	土木課	道路整備係			内線333			
	建築住宅課	建築係			内線 323			
	上下水道課	総務係			内線377			
出納室		出納係					内線503	0155-42-5160
議会事務局	総務課	総務係					内線252	0155-42-3575
選挙管理委員会事務局		総務係					内線234	0155-42-2117
監査委員事務局		総務係					内線411	0155-42-2766
農業委員会事務局		農地振興係					内線782	0155-42-2696
教育委員会 事務局教育部	管理課	総務係					内線752	0155-42-6288
	生涯学習課	生涯学習係	080-0335	河東郡音更町希望が丘1番地	0155-42-4099	0155-42-4122		
	文化センター	総務係	080-0302	河東郡音更町木野西通15丁目8番地	0155-31-5215	0155-31-5229		
	図書館	図書係		河東郡音更町木野西通15丁目7番地	0155-32-2424	0155-32-2566		
	スポーツ課	スポーツ係	080-0332	河東郡音更町雄飛が丘3番地	0155-42-4099	0155-42-4122		

2 北十勝消防事務組合

部課等名			郵便番号	所在地	電話	FAX
消防本部	総務課	庶務係	080-0302	河東郡音更町木野西通16丁目1番地	0155-30-3323 内線821	0155-30-3329
	企画課	企画係			内線823	
音更消防署					0155-30-3322	0155-30-3324

3 北海道

部課等名		郵便番号	所在地	電話	ダイヤル	FAX
総務部危機対策局 危機対策課	危機調整 グループ	060-8588	札幌市中央区北 3条西6丁目	011-231-4111 内線22-561	011-204-5007	011-231-4314
	防災グル ープ			内線22-568	011-204-5008	
	消防グル ープ			内線22-575	011-204-5009	
十勝総合振興局地域 政策部地域政策課	主査（防 災）	080-8588	帯広市東3条南3 丁目		0155-26-9023	0155-26-3103
十勝総合振興局帯広建設管理部 事業室事業課					0155-26-9223	0155-27-8511
十勝総合振興局保健環境部 保健行政室企画総務課					0155-27-8634	0155-25-0864

4 北海道警察

部署等名	課等名	郵便番号	所在地	電話
釧路方面帯広警 察署	警備課	080-0031	帯広市西1条北1丁目1番地	0155-25-0110
	音更交番	080-0101	河東郡音更町大通11丁目3番地	0155-42-2151
	木野交番	080-0111	河東郡音更町木野大通東7丁目1番地	0155-31-2151
	十勝川温泉駐在所	080-0263	河東郡音更町十勝川温泉南12丁目1番地	0155-46-2151
	駒場駐在所	080-0564	河東郡音更町駒場北1条通2丁目2番地	0155-44-2120
釧路方面本部十 勝機動警察隊	高速道路交通警察 隊	080-0341	河東郡音更町字音更西2線7番地	0155-42-6110

5 他の市町村（十勝管内）

市町村名	担当部課等名	郵便番号	所在地	電話	FAX
帯広市	総務部庶務課 庶務係（防災担当）	080-8670	帯広市西5条南7丁目1番地	0155-24-4111	0155-23-0151
士幌町	総務課庶務係	080-1200	河東郡士幌町字士幌225番地	01564-5-5211	01564-5-4304
上士幌町	総務課契約・防災担当	080-1492	河東郡上士幌町字上士幌東3 線238番地	01564-2-2111	01564-2-4637
鹿追町	町民政策課交通安全生 活環境係	081-0292	河東郡鹿追町東町1丁目15番 地	0156-66-2311	0156-66-1020
新得町	総務課庶務係	081-8501	上川郡新得町3条南4丁目26	0156-64-5111	0156-64-4013
清水町	総務課総務グループ	089-0192	上川郡清水町南4条2丁目2番 地	0156-62-2111	0156-62-5116
芽室町	総務部総務課地域安全 係	082-8651	河西郡芽室町東2条2丁目	0155-62-9720	0155-62-4599
中札内村	総務課総務グループ	089-1392	中札内村大通南2丁目3	0155-67-2311	0155-68-3911
更別村	総務課	089-1595	河西郡更別村字更別南1線93 番地	0155-52-2111	0155-52-2812
大樹町	総務企画課総務グルー プ交通防災担当	089-2195	広尾郡大樹町東本通33番地	01558-6-2111	01558-6-2945
広尾町	企画商工課企画係	089-2692	広尾町西4条7丁目1	01558-2-0184	01558-2-4933
幕別町	総務部総務課総務係	089-0692	中川郡幕別町本町130番地	0155-54-6608	0155-54-3727
池田町	総務課総務係	083-8650	中川郡池田町字西1条7丁目1 1	015-572-3111	015-572-5158
豊頃町	総務課総務係	089-5392	中川郡豊頃町茂岩本町125番 地	015-574-2211	015-574-3750
本別町	総務課庶務担当	089-3334	中川郡本別町北2丁目4番地1	0156-22-2141	0156-22-3237
足寄町	総務課企画財政室	089-3797	足寄郡足寄町北1条4丁目37 番地	0156-25-2141	0156-25-9178
陸別町	総務課管財防災担当	089-4316	陸別町字陸別東1条3丁目1	0156-27-2141	0156-27-2797
浦幌町	総務課防災係	089-5692	十勝郡浦幌町字桜町15番地6	015-576-2111	015-576-2519

6 指定地方行政機関

機関名	部課等名	郵便番号	所在地	電話	FAX
北海道開発局	帯広開発建設部 防災対策官	080-8585	帯広市西4条南8丁目	0155-24-4121	0155-24-4861
北海道財務局	帯広財務事務所	080-0015	帯広市西5条南6丁目	0155-25-6381	0155-22-1068
北海道農政事務所	地域第六課	080-0802	帯広市東2条南12丁目	0155-24-2401	0155-24-2420
北海道運輸局	帯広運輸支局	080-2459	帯広市西19条北1丁目8番地4	0155-33-3281	0155-36-2669
釧路地方気象台	帯広測候所	080-0804	帯広市東4条南9丁目2番地1	0155-25-2334	0155-26-3517

7 自衛隊

部隊等名		郵便番号	所在地	電話
陸上自衛隊第5旅団	第5特科隊	080-0031	帯広市南町南7線31番地(帯広駐屯地)	0155-48-5121
帯広地方協力本部		080-0024	帯広市西14条南14丁目4番地	0155-23-5882

8 指定公共機関・指定地方公共機関

機関名	郵便番号	所在地	電話
北海道電力株式会社（帯広支店）	080-8660	帯広市西5条南7丁目2番地1	0155-24-5161 (FAX) 0155-22-6529
東日本電信電話株式会社 (株式会社NTT東日本-北海道帯広支店)	080-0014	帯広市西4条南5丁目1	0155-23-8920
日本放送協会（帯広放送局）	080-0015	帯広市西5条南7丁目2番地2	0155-23-3111 (FAX) 0155-23-2741
郵便事業㈱ (音更支店)	080-0104	音更町新通19丁目1番地7	0155-42-4057 (FAX) 0155-42-4944
日本赤十字社 (北海道支部十勝支庁地区)	080-8588	帯広市東3条南3丁目 (十勝総合振興局社会福祉課)	0155-27-8516
日本銀行 (帯広事務所)	080-0012	帯広市西2条南9丁目17番地	0155-25-5252
帯広ガス株式会社	080-0019	帯広市西9条南8丁目5番地3	0155-24-4200 (FAX) 0155-24-4347

第2章 町の地理的・社会的特徴

1 町の全体図



2 町の気象

(1) 平年値

(観測点：駒場)

要素	降水量 (mm)	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)	降雪深さ (観測点：帯広) (cm)
統計期間	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1986～2010	1981～2010
資料年数	30	30	30	30	30	25	30
1月	32.1	-8.5	-2.7	-16.1	2.0	173.4	59
2月	18.8	-7.7	-1.6	-15.7	2.0	182.8	37
3月	33.6	-2.2	3.0	-8.4	2.2	206.3	42
4月	52.6	4.8	11.0	-1.0	2.2	185.3	9
5月	78.3	10.4	16.9	4.0	1.9	187.2	1
6月	74.2	14.2	20.3	9.0	1.5	152.1	—
7月	117.2	17.7	23.0	13.5	1.3	116.1	—
8月	146.4	19.5	24.8	15.2	1.3	127.6	—
9月	130.9	15.4	20.9	10.4	1.3	142.9	—
10月	69.1	9.0	15.0	3.2	1.6	165.2	—
11月	51.6	2.3	7.2	-2.7	2.2	153.3	9
12月	36.0	-4.6	0.3	-10.6	2.1	156.4	47
年	840.7	5.9	11.5	0.1	1.8	1937.0	201

(資料：気象庁HP)

(2) 過去8年間の値

(観測点：駒場)

年	降 水 量 (mm)				
	年間降水量	日 最 大		各階級の日数	
		値	月 日	≥1mm	≥10mm
2004	718	48	7/09	107	25
2005	719	103	9/07	87	21
2006	948	111	8/18	101	30
2007	691	55	9/07	90	24
2008	565.0	39.0	7/12	77	15
2009	1016.0	45.5	6/11	104	36
2010	1031.5	82.0	8/12	94	37
2011	819.0	68.0	7/14	90	27

(資料：気象庁HP)

(観測点：駒場)

年	気 温(°C)								
	日平均	最 高		最 低		各階級の日数			
						(最低)	(最高)		
		値	月日時分	値	月日時分	<0°C	<0°C	≥25°C	≥30°C
2004	6.7	35.5	7/31 14:10	-26.3	1/26 06:20	162	65	55	12
2005	5.9	33.3	8/05 12:10	-28.3	1/26 06:20	165	80	46	5
2006	6.4	34.1	8/08 12:50	-27.8	1/06 05:20	171	56	34	11
2007	6.4	36.2	8/14 13:40	-22.2	2/14 04:40	170	59	54	13
2008	6.4	32.8	8/06 14:00	-26.6	2/25 04:30	175	58	39	4
2009	5.8	32.2	8/11 14:55	-24.8	12/17 05:38	179	62	29	5
2010	7.0	34.5	6/26 13:14	-28.0	2/04 07:12	176	59	62	21
2011	6.6	33.5	8/11 13:19	-24.2	1/30 01:42	171	62	44	15

(資料：気象庁HP)

(観測点：駒場)

年	風向・風速(m/s)			
	平均風速	最大		
		風速	風向	月日時分
2004	2.2	13	北西	4/21 08:50
2005	2.1	11	西北西	9/08 14:20
2006	2.1	14	北北東	10/08 07:20
2007	2.0	14	北東	1/07 07:30
2008	2.0	14	北北東	2/24 03:00
2009	2.0	13.5	西北西	2/14 19:31
2010	2.2	12.0	西	3/21 13:59
2011	2.3	15.2	西北西	5/02 15:19

(資料：気象庁HP)

(観測点：駒場)

年	日照時間(h)	
	年間日照時間	各階級の日数
		<0.1h
2004	2073.0	62
2005	2031.2	63
2006	1885.0	73
2007	2018.9	55
2008	1842.2	60
2009	1910.0	67
2010	1886.3	64
2011	2051.0	45

(資料：気象庁HP)

(観測点：帯広)

年	雪(寒候年・cm)	
	最深積雪	
	値	日
2004	111	2/23
2005	82	2/23
2006	51	1/11
2007	41	2/15
2008	51	12/29
2009	79	2/14
2010	72	1/6
2011	52	12/23

(資料：気象庁HP)

3 町の人口等

(1) 人口と世帯数の推移

各年10月1日現在

年次	世帯数 (世帯)	人口(人)			前回調査との 人口増減率(%)
		総数	男	女	
大正9年	3,423	18,631	9,916	8,715	—
大正14年	1,881	11,002	5,779	5,223	—
昭和5年	2,290	13,697	7,184	6,513	24.5
昭和10年	2,727	16,358	8,473	7,885	19.4
昭和15年	2,666	16,832	8,572	8,260	2.9
昭和22年	3,481	20,468	10,221	10,247	21.6
昭和25年	3,662	21,893	11,001	10,892	7.0
昭和30年	4,091	23,850	11,994	11,856	8.9
昭和35年	4,520	23,699	11,793	11,906	△0.6
昭和40年	5,223	23,729	11,708	12,021	0.1
昭和45年	5,992	24,118	11,691	12,427	1.6
昭和50年	7,484	26,933	13,092	13,841	11.7
昭和55年	9,184	31,134	15,160	15,974	15.6
昭和60年	10,188	33,970	16,531	17,439	9.1
平成2年	10,947	33,977	16,253	17,724	0.0
平成7年	12,898	37,528	17,784	19,744	10.5
平成12年	14,262	39,201	18,538	20,663	4.5
平成17年	16,021	42,452	20,080	22,372	13.1
平成22年	17,660	45,085	21,295	23,790	6.2

(資料：国勢調査)

(2) 人口等の推移

各年度末現在

年次	世帯数 (世帯)	人口(人)		
		総数	男	女
昭和30年	3,985	23,444	11,799	11,645
昭和35年	4,609	24,305	12,242	12,063
昭和40年	5,416	24,893	12,365	12,528
昭和45年	6,243	24,495	11,999	12,496
昭和50年	7,822	27,837	13,600	14,237
昭和55年	9,450	32,113	15,732	16,381
昭和60年	10,728	34,169	16,679	17,490
平成2年	11,403	34,230	16,524	17,706
平成7年	13,536	38,030	18,232	19,798
平成12年	15,258	40,030	19,103	20,927
平成17年	17,243	43,129	20,659	22,470
平成20年	18,517	45,005	21,420	23,585
平成22年	19,169	45,600	21,741	23,859

(資料：住民基本台帳)

(3) 地区別人口分布

各年度末現在

地 区 名	平成18年度				平成19年度				平成20年度			
	世帯数	人 口			世帯数	人 口			世帯数	人 口		
		総数	男	女		総数	男	女		総数	男	女
1 音更市街地区	3,450	8,100	3,774	4,326	3,514	8,153	3,772	4,381	3,561	8,145	3,775	4,370
イ) 桜が丘・北陽台・柏寿台・北明台住区	519	1,007	436	571	550	1,073	450	623	587	1,163	488	675
ロ) 雄飛が丘住区	977	2,591	1,228	1,363	980	2,566	1,219	1,347	980	2,493	1,176	1,317
ハ) 音更市街(12丁目以北)住区	1,843	4,301	2,005	2,296	1,872	4,315	2,001	2,314	1,866	4,233	1,973	2,260
ニ) その他13丁目以南住区	111	201	105	96	112	199	102	97	128	256	138	118
2 木野市街地区	9,631	22,905	10,880	12,025	9,895	23,278	11,004	12,274	10,150	23,648	11,154	12,494
イ) 柳町・緑街住区	1,456	3,583	1,706	1,877	1,485	3,596	1,718	1,878	1,511	3,601	1,708	1,893
ロ) 緑陽台・緑陽住区	1,378	3,529	1,671	1,858	1,392	3,521	1,668	1,853	1,407	3,550	1,685	1,865
ハ) 北蘭住区	801	2,079	994	1,085	833	2,152	1,028	1,124	837	2,143	1,022	1,121
ニ) 青葉・中鈴蘭・すずらん台住区	877	2,075	998	1,077	881	2,099	1,006	1,093	893	2,106	1,014	1,092
ホ) 清和・南鈴蘭住区	1,015	2,407	1,161	1,246	1,080	2,502	1,201	1,301	1,114	2,598	1,244	1,354
ヘ) 木野市街(北5線以南)住区	1,962	4,066	1,873	2,193	2,001	4,048	1,835	2,213	2,070	4,112	1,853	2,259
ト) その他北5線以北住区	1,239	2,943	1,425	1,518	1,316	3,134	1,504	1,630	1,398	3,312	1,585	1,727
チ) 共栄台・木野新町住区	903	2,223	1,052	1,171	907	2,226	1,044	1,182	920	2,226	1,043	1,183
3 宝来地区	2,289	5,902	2,891	3,011	2,439	6,175	3,020	3,155	2,540	6,433	3,138	3,295
イ) 宝来住区	1,785	4,622	2,257	2,365	1,907	4,848	2,363	2,485	1,984	5,072	2,470	2,602
ロ) 北宝来住区	454	1,186	583	603	482	1,235	609	626	503	1,274	621	653
ハ) 藤が丘・北藤が丘住区	50	94	51	43	50	92	48	44	53	87	47	40
4 温泉地区	156	258	115	143	147	250	114	136	142	240	109	131
5 駒場地区	522	1,377	670	707	521	1,364	659	705	535	1,374	670	704
イ) 駒場住区	438	1,144	542	602	436	1,128	532	596	448	1,142	547	595
ロ) 牧場住区	33	64	41	23	35	65	38	27	37	66	36	30
ハ) 高校・その他住区	51	169	87	82	50	171	89	82	50	166	87	79
6 農村東北部地区	460	1,644	820	824	456	1,621	811	810	461	1,611	806	805
イ) 豊田地区	70	294	150	144	68	288	145	143	67	283	144	139
ロ) 東音更住区	182	588	281	307	179	575	276	299	181	569	276	293
ハ) 東和住区	208	762	389	373	209	758	390	368	213	759	386	373
7 農村東南部地区	434	1,101	525	576	435	1,089	516	573	443	1,092	520	572
イ) 下士幌住区	282	785	384	401	283	776	377	399	292	782	381	401
ロ) 長流住区	33	67	30	37	32	63	27	36	28	59	24	35
ハ) 温泉農村部住区	119	249	111	138	120	250	112	138	123	251	115	136
8 農村西南部地区	402	1,491	757	734	403	1,467	743	724	406	1,461	737	724
イ) 音更・東士狩住区	180	747	393	354	182	729	383	346	179	718	378	340
ロ) 鈴蘭・然別住区	120	380	194	186	119	376	195	181	121	380	195	185
ハ) 万年・高倉住区	102	364	170	194	102	362	165	197	106	363	164	199
9 農村西北部地区	276	1,009	516	493	282	1,005	512	493	279	1,001	511	490
イ) 上然別住区	74	254	125	129	76	251	123	128	78	251	124	127
ロ) 南中音更住区	61	246	123	123	64	249	127	122	67	251	128	123
ハ) 西中音更住区	50	224	106	118	54	227	112	115	55	233	115	118
ニ) 中音更住区	91	285	162	123	88	278	150	128	79	266	144	122
計	17,620	43,787	20,948	22,839	18,092	44,402	21,151	23,251	18,517	45,005	21,420	23,585

資料：住民基本台帳

各年度末現在

地 区 名	平成21年度				平成22年度			
	世帯数	人 口			世帯数	人 口		
		総数	男	女		総数	男	女
1 音更市街地区	3,630	8,232	3,820	4,412	3,708	8,316	3,883	4,433
イ) 桜が丘・北陽台・柏寿台・北明台住区	584	1,151	485	666	590	1,148	492	656
ロ) 雄飛が丘住区	986	2,470	1,158	1,312	992	2,412	1,132	1,280
ハ) 音更市街（12丁目以北）住区	1,959	4,429	2,081	2,348	2,031	4,585	2,169	2,416
ニ) その他13丁目以南住区	101	182	96	86	95	171	90	81
2 木野市街地区	10,372	23,894	11,280	12,614	10,529	24,006	11,321	12,685
イ) 柳町・緑街住区	1,523	3,574	1,701	1,873	1,524	3,533	1,673	1,860
ロ) 緑陽台・緑陽住区	1,432	3,553	1,691	1,862	1,460	3,539	1,691	1,848
ハ) 北蘭住区	850	2,171	1,038	1,133	874	2,194	1,049	1,145
ニ) 青葉・中鈴蘭・すずらん台住区	909	2,131	1,033	1,098	923	2,158	1,040	1,118
ホ) 清和・南鈴蘭住区	1,142	2,653	1,284	1,369	1,177	2,750	1,337	1,413
ヘ) 木野市街（北5線以南）住区	2,127	4,169	1,860	2,309	2,160	4,180	1,865	2,315
ト) その他北5線以北住区	1,462	3,393	1,618	1,775	1,480	3,411	1,626	1,785
チ) 共栄台・木野新町住区	927	2,250	1,055	1,195	931	2,241	1,040	1,201
3 宝来地区	2,622	6,576	3,197	3,379	2,683	6,674	3,256	3,418
イ) 宝来住区	2,047	5,167	2,504	2,663	2,085	5,223	2,540	2,683
ロ) 北宝来住区	523	1,326	646	680	545	1,369	671	698
ハ) 藤が丘・北藤が丘住区	52	83	47	36	53	82	45	37
4 温泉地区	139	230	102	128	138	232	106	126
5 駒場地区	532	1,373	668	705	539	1,350	662	688
イ) 駒場住区	449	1,146	546	600	458	1,124	540	584
ロ) 牧場住区	36	69	39	30	32	66	36	30
ハ) 高校・その他住区	47	158	83	75	49	160	86	74
6 農村東北部地区	458	1,592	793	799	457	1,577	784	793
イ) 豊田地区	66	279	142	137	66	272	139	133
ロ) 東音更住区	176	561	270	291	176	562	267	295
ハ) 東和住区	216	752	381	371	215	743	378	365
7 農村東南部地区	439	1,074	516	558	443	1,074	521	553
イ) 下土幌住区	294	778	383	395	296	778	382	396
ロ) 長流住区	29	58	25	33	30	59	26	33
ハ) 温泉農村部住区	116	238	108	130	117	237	113	124
8 農村西南部地区	406	1,444	730	714	404	1,408	719	689
イ) 音更・東土狩住区	179	712	376	336	180	696	367	329
ロ) 鈴蘭・然別住区	122	377	192	185	118	363	191	172
ハ) 万年・高倉住区	105	355	162	193	106	349	161	188
9 農村西北部地区	278	980	500	480	268	963	489	474
イ) 上然別住区	79	250	125	125	76	242	121	121
ロ) 南中音更住区	67	243	125	118	65	242	124	118
ハ) 西中音更住区	55	232	113	119	54	225	109	116
ニ) 中音更住区	77	255	137	118	73	254	135	119
計	18,876	45,395	21,606	23,789	19,169	45,600	21,741	23,859

資料：住民基本台帳

(4) 年齢5歳階層人口

各年10月1日現在

区分 年齢	平成12年度			平成17年度			平成22年度		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
年齢5歳区分別人口(人) 総数	39,201	18,538	20,663	42,452	20,080	22,372	45,085	21,295	23,790
0～4歳	1,987	1,041	946	2,181	1,126	1,055	2,218	1,122	1,096
5～9歳	2,231	1,137	1,094	2,341	1,224	1,117	2,504	1,305	1,199
10～14歳	2,137	1,054	1,083	2,426	1,237	1,189	2,491	1,314	1,177
15～19歳	2,179	995	1,184	1,925	882	1,043	2,052	978	1,074
20～24歳	2,066	859	1,207	1,709	780	929	1,572	681	891
25～29歳	2,568	1,191	1,377	2,568	1,177	1,391	2,233	1,049	1,184
30～34歳	2,414	1,172	1,242	3,226	1,554	1,672	2,961	1,402	1,559
35～39歳	2,745	1,327	1,418	2,825	1,369	1,456	3,544	1,696	1,848
40～44歳	2,550	1,254	1,296	2,933	1,417	1,516	3,068	1,502	1,566
45～49歳	2,964	1,414	1,550	2,636	1,309	1,327	3,024	1,453	1,571
50～54歳	3,194	1,557	1,637	2,974	1,386	1,588	2,664	1,320	1,344
55～59歳	2,549	1,181	1,368	3,252	1,578	1,674	3,058	1,410	1,648
60～64歳	2,482	1,193	1,289	2,681	1,225	1,456	3,361	1,635	1,726
65～69歳	2,372	1,171	1,201	2,512	1,195	1,317	2,717	1,219	1,498
70～74歳	1,867	872	995	2,277	1,094	1,183	2,432	1,126	1,306
75～79歳	1,286	535	751	1,701	741	960	2,135	993	1,142
80～84歳	852	316	536	1,149	432	717	1,525	620	905
85～89歳	500	179	321	659	208	451	914	303	611
90～94歳	161	43	118	325	93	232	429	107	322
95～99歳	35	13	22	103	22	81	129	29	100
100歳以上	3	1	2	10	2	8	14	1	13
年齢不詳	59	33	26	39	29	10	40	30	10
年齢3区分別人口									
15歳未満	6,355	3,232	3,123	6,948	3,587	3,361	7,213	3,741	3,472
15～64歳	25,711	12,143	13,568	26,729	12,677	14,052	27,537	13,126	14,411
65歳以上	7,076	3,130	3,946	8,736	3,787	4,949	10,295	4,398	5,897
年齢別割合(%)									
15歳未満	16.2	17.4	15.1	16.4	17.9	15.0	16.0	17.6	14.6
15～64歳	65.6	65.5	65.7	63.0	63.1	62.8	61.1	61.7	60.6
65歳以上	18.1	16.9	19.1	20.6	18.9	22.1	22.8	20.7	24.8
平均年齢	41.6	40.9	42.3	43.0	41.8	44.2	44.4	43.0	45.6

資料：国勢調査

(5) 夜間人口・昼間人口

各年10月1日現在

年	常住地人口 (夜間人口)	従業地・通 学地人口 (昼間人口)	常住地人口 に対する比 率 (%)	流入人口			流出人口		
				総数	就業者	通学者	総数	就業者	通学者
平成2年	33,977	29,129	85.7	2,543	2,140	403	7,391	6,372	1,019
平成7年	37,528	32,062	85.4	3,324	3,040	284	8,790	7,901	889
平成12年	39,142	33,459	85.5	3,754	3,449	305	9,437	8,640	797
平成17年	42,413	36,733	86.6	4,335	4,071	264	10,015	9,244	771

資料：国勢調査

(6) 道路・橋りょうの状況

各年4月1日現在

年度	道路					橋りょう(町道のみ)	
	総延長 (km)	一般国道 (km)	道 道 (km)	町 道 (km)	高 速 (km)	総 数 (km)	永久橋 (km)
平成18年	1,234.4	28.1	146.7	1,038.5	21.1	349	349
平成19年	1,236.9	28.1	146.7	1,041.0	21.1	349	349
平成20年	1,236.9	28.1	146.7	1,041.0	21.1	349	349
平成21年	1,239.8	28.1	146.7	1,043.9	21.1	352	352
平成22年	1,237.6	28.1	146.7	1,041.7	21.1	380	380

資料：帯広開発建設部、十勝総合振興局、(町)土木課

(7) 音更町観光客数

各年度末現在 単位：人

年度	入込総数	内 道外客	内 道内客	内 日帰客	内 宿泊客	宿泊客延数	外国人 宿泊客延数
平成7年度	1,382,713	631,086	751,627	709,772	672,941	693,670	
平成8年度	1,406,235	693,692	712,543	720,905	685,330	706,570	
平成9年度	1,398,600	656,400	742,200	731,800	666,800	687,200	4,800
平成10年度	1,401,600	628,700	772,900	745,800	655,800	676,000	9,110
平成11年度	1,364,900	616,400	748,500	730,800	634,100	646,700	11,487
平成12年度	1,369,500	597,800	771,700	740,700	628,800	641,300	18,511
平成13年度	1,330,900	575,700	755,200	703,000	627,900	640,500	21,079
平成14年度	1,263,300	536,100	727,200	656,100	607,200	619,300	21,449
平成15年度	1,323,900	493,900	830,000	743,400	580,500	592,100	19,125
平成16年度	1,398,500	592,900	805,600	830,700	567,800	579,200	29,167
平成17年度	1,367,300	554,300	813,000	809,000	558,300	569,500	58,664
平成18年度	1,391,200	575,200	816,000	851,600	539,600	550,400	55,119
平成19年度	1,410,500	590,200	820,300	894,000	516,500	527,000	50,613
平成20年度	1,331,300	542,300	789,000	839,100	492,200	502,000	47,849
平成21年度	1,329,800	319,700	1,010,100	849,800	480,000	503,100	37,262
平成22年度	1,278,300	230,000	1,048,300	838,100	440,200	463,500	37,236
対前年比	96.1%	71.9%	103.8%	98.6%	91.7%	92.1%	99.9%

資料：商工観光課

(8) 車種別自動車登録台数

各年度末現在 単位：台

年度	総数	貨物用			乗合用		乗用		特殊車 及び 大型車	小型 二輪車	軽 自動車	前年比
		普通車	小型車	けん引 車	普通車	小型車	普通車	小型車				
平成6年度	27,399	1,704	2,346	75	113	48	1,681	11,632	3,376	288	6,136	—
平成7年度	28,664	1,734	2,323	73	115	52	2,214	11,830	3,513	300	6,510	104.6
平成8年度	26,991	1,761	2,263	81	113	53	2,853	11,965	854	311	6,737	94.2
平成9年度	27,733	1,832	2,204	78	113	53	3,490	11,826	918	331	6,888	102.7
平成10年度	28,544	1,857	2,144	92	119	53	4,020	11,812	994	342	7,111	102.9
平成11年度	29,452	1,906	2,107	100	117	52	4,446	11,819	1,071	360	7,474	103.2
平成12年度	30,264	1,945	2,059	105	116	51	4,864	11,721	1,112	381	7,910	102.8
平成13年度	31,055	2,000	2,015	109	111	49	5,297	11,569	1,138	392	8,375	102.6
平成14年度	31,774	2,068	1,954	105	106	54	5,582	11,577	1,174	406	8,748	102.3
平成15年度	32,443	2,137	1,915	105	108	52	5,890	11,406	1,192	430	9,208	102.1
平成16年度	33,188	2,223	1,915	109	103	49	6,173	11,382	1,241	441	9,552	102.3
平成17年度	33,743	2,274	1,878	109	97	50	6,328	11,320	1,279	443	9,965	101.7
平成18年度	34,130	2,315	1,851	103	100	51	6,427	11,079	1,292	467	10,445	101.1
平成19年度	34,346	2,325	1,803	93	96	48	6,482	10,768	1,297	478	10,956	100.6
平成20年度	34,545	2,310	1,664	82	101	52	6,464	10,680	1,298	493	11,401	100.6
平成21年度	34,960	2,326	1,638	74	99	53	6,628	10,577	1,297	509	11,759	101.8
平成22年度	35,484	2,343	1,631	76	89	51	6,747	10,537	1,312	544	12,154	101.5

資料：北海道運輸局

第3章 関係法令等

平成18年3月27日
音更町条例第5号

音更町国民保護協議会条例

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、音更町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(専門委員)

第2条 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務の代理)

第3条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の議事その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

音更町国民保護対策本部及び音更町緊急対処事態対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条（法第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、音更町国民保護対策本部及び音更町緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、音更町国民保護対策本部（以下「本部」という。）の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第6条 第2条から前条までの規定は、音更町緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

音更町国民保護協議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、音更町国民保護協議会条例（平成18年音更町条例第5号）第5条の規定により、音更町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 協議会を招集するときは、協議会の日時、場所及び議題をあらかじめ委員に通知しなければならない。

2 会長は、委員総数の2分の1以上の人数の委員から請求があるときは、協議会を招集しなければならない。

(委員の代理)

第3条 委員がやむを得ない事情により出席できないときは、代理を出席させることができる。

2 代理については、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とし、委員の職務を代理する。

(専門委員)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、専門委員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(会議録)

第5条 会長は、次の各号に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議の経過
- (4) 議決事項
- (5) その他参考事項

(委員の異動報告)

第6条 委員（公募により選任された委員を除く。）に異動があったときは、当該委員又はその後任者は、直ちに、当該後任者の職名、氏名、異動年月日その他の必要な事項を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総務部情報・防災課において処理する。

附 則

この規程は、平成18年6月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月19日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次の通り定め、平成十六年九月十七日から適用する。

平成十六年九月十七日

厚生労働大臣 坂 口 力

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

（救援の程度及び方法）

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第十条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下、「法」という。）第七十五条第一項各号及び令第九条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第十三条までに定めるところによる。

- 2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。
- 3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長）は、第一項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

（収容施設の供与）

第二条 法律第七十五条第一項第一号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

- イ 避難住民（法第五十二条第三項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第二条第四項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。
- ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。
- ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、一人一日あたり三百円（冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特

別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。)を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 一戸あたりの規模は、二十九.七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は二百三十四万二千円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費または購入費並びに光熱水費は、一人一日あたり三百円(冬季については、別に定める額を加算した額)の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設置を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃金住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第八十九条第三項の規定により準用される建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十五条第一項本文及び第三項、景観法(平成十六年法律第百十号)第七十七条第一項、第三項及び第四項並びに法第百三十一条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条及び第七条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

二 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流出し居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 一戸あたりの規模は、二十九.七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、二百三十四万二千円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第三条 法第七十五条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所(長期避難住宅を含む。以下同じ。)に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示(法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。)に基づき又は武力攻撃災害により住家に被

害を受け避難する必要がある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日あたり千十円以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第四条 法第七十五条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失または損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	一万七千三百円	二万二千二百円	三万二千七百円	三万九千円	四万九千六百円	七千二百円
冬季	二万八千五百円	三万六千八百円	五万四千四百円	六万百円	七万五千六百円	一万三百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第五条 法第七十五条第一項第四号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- （１）診察
- （２）薬剤又は治療材料の支給
- （３）処置、手術その他の治療及び施術
- （４）病院又は診療所への収容
- （５）看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- （１）分べんの介助
- （２）分べん前及び分べん後の処置
- （３）脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

（被災者の捜索及び救出）

第六条 法第七十五条第一項第五号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

（埋葬及び火葬）

第七条 法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺（附属品を含む。）

ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人十九万九千円以内、小人十五万九千二百円以内とすること。

（電話その他の通信設備の提供）

第八条 法第七十五条第一項第七号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。

二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第二条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。

三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

（武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理）

第九条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受ける恐れがなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものであること。

二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五十万円以内とすること。

（学用品の給与）

第十条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（盲学校、ろう学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制を含む。）、中等教育学校の後期課程、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、研修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

二 被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

(2) 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童一人当たり四千百円

(2) 中学校生徒一人当たり四千四百円

(3) 高等学校等生徒一人当たり四千八百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の捜索及び処理)

第十一条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の捜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

二 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千三百円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以

内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれが無くなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費とし、一世帯当たり十三万七千円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三条 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 飲料水の供給

ロ 医療の提供及び助産

ハ 被災者の捜索及び救出

ニ 死体の捜索及び処理

ホ 救済用物資の整理配分

二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

総務省令第四十四号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第二十五条第二項及び第二十六条第四項（これらの規定を同令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

総務大臣 麻 生 太 郎

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令

（安否情報の収集方法）

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第九十四条第一項及び第二項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第一号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第二号を用いて行うものとする。ただしやむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

（安否情報の報告方法）

第二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第二十五条第二項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第九十四条第一項及び第二項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第三号により記載した書面（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の照会方法）

第三条 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第四号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の回答方法）

第四条 法第九十五条第一項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行

うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第五条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第九十五条第一項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第九十四条第二項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附則（平成十七年三月二十八日総務省令第四十四号）

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表電気通信事業紛争処理委員会令（平成十三年政令第三百六十二号）の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）	第二十五条第二項
---	----------

別表独立行政法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省令第六十九号）の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号）	第二条及び第三条
--	----------

附則（平成十八年三月三十一日総務省令第五十号）

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定及び附則第二条の別表の改正規定のうち第五条に係る部分については、平成十九年四月一日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号）の項を次のように改める。

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の収集及び報告の方法並びに照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号）	第三条、第四条及び第五条
--	--------------

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別する情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい	同意する 同意しない
備考	

（注1）本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時
分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

（注1）本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第三号（第二条関係）

報告日時： 年 月 日

市町村名： _____ 担当者名： _____

①氏名	②フリガナ	③出生の 年月日	④男女 の別	⑤住所	⑥その他個人を識別 するための情報	⑦負傷 (疾病) の該当	⑧負傷又は 疾病の状 況	⑨現在の居所	⑩連絡先その 他必要事項	⑪親族・ 同居者 への回 答同意	⑫知人へ の回答 希望	⑬親族・同 居者・知 人以外 の者へ の回答 又は公 共の同意	備 考

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「同意の有無」欄には、安否情報の提供に係る同意について「有」又は「無」と記入すること。この場合において、当該同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。
 - 4 「出生の年月日」欄は、元号表記により記入すること。
 - 5 「国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 - 6 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。

安否情報照会書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）	年 月 日	
申 請 者 住所（居所） 氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （ ）	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 その他（ ）
	その他個人を識別 するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 又 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- て 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

<記入要領>

(様式第1号、様式第2号)

- 1 外国人であって、氏名をローマ字で記載できる場合には、氏名欄にカタカナで、フリガナ欄にローマ字で記載する。
また、住所が日本国以外の場合であって、住所をローマ字で記載できる場合には、住所欄にローマ字で記載する。
- 2 国籍欄には、外務省発行の「国名表」を参考に国籍を簡潔に記載する。
「国名表」に未掲載の国にあつては、「その他」と記載する。
- 3 その他個人を識別するための情報欄には、氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍のいずれかが不明な場合に、当該情報に代えて個人を識別することができるような身体的特徴等を記載する。
- 4 居所欄には、避難施設の名称及び住所など、避難住民等の現在の所在をできるだけ具体的に記載する。
- 5 負傷又は疾病の状況欄には、負傷の程度を「死亡」、「重傷」、「軽傷」と区分して記載する。負傷の程度が不明の場合は「不明」と記載するものとし、負傷していない場合は空欄とする。
この場合、「死亡」とは、当該武力攻撃災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
「重傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
「軽傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
- 6 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報欄には、親戚や身元引受人の所在・連絡先やかかりつけの病院など、避難施設以外で、避難住民本人と連絡を取り得る連絡先等を記載する。
- 7 備考欄には、安否情報の公開への同意に関する特段の条件等、特に必要と認める事項を記載する。
- 8 氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍、居所の各欄において不明事項がある場合は、「不明」と記載するものとし、その他の欄において特記事項がない場合は空欄とする。

厚生労働省令第百七十号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十七条第三項（第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令を次のように定める。

平成十六年十二月二十日

厚生労働大臣 尾 辻 秀 久

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十七条第三項（第五十二条において準用する場合を含む。）の公用令書及び公用令書取消令書の様式は、それぞれ別記様式第一から別記様式第三まで及び別記様式第四のとおりとする。

附 則

この省令は、交付の日から施行する。

別記様式第一

収用第 号	公 用 令 書 住所 氏名	第 8 1 条第 2 項 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 8 1 条第 4 項 第 1 8 3 条において 第 1 8 3 条において の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。 準用する第 8 1 条第 2 項 準用する第 8 1 条第 4 項 (理由) 年 月 日																														
処分権者 氏名 ㊟																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">収用すべき物資の種類</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 20%;">所 在 場 所</th> <th style="width: 15%;">引 渡 月 日</th> <th style="width: 15%;">引 渡 場 所</th> <th style="width: 25%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	収用すべき物資の種類	数 量	所 在 場 所	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考																										
収用すべき物資の種類	数 量	所 在 場 所	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考																											

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第二

保管第 号	公 用 令 書 住所 氏名	第 8 1 条第 2 項 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 8 1 条第 4 項 第 1 8 3 条において 第 1 8 3 条において の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 準用する第 8 1 条第 2 項 準用する第 8 1 条第 4 項 (理由) 年 月 日																									
処分権者 氏名 ㊟																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">保管すべき物資の種類</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 20%;">保 管 す べ き 場 所</th> <th style="width: 20%;">保 管 す べ き 期 間</th> <th style="width: 25%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	保管すべき物資の種類	数 量	保 管 す べ き 場 所	保 管 す べ き 期 間	備 考																						
保管すべき物資の種類	数 量	保 管 す べ き 場 所	保 管 す べ き 期 間	備 考																							

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第三

使用第 号
 公 用 令 書
 住所
 氏名

第 8 2 条

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 1 8 3 条において
 準用する第 8 2 条の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。
 (理由)

年 月 日

処分権者 氏名 ㊟

名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第四

取消第 号
 公 用 取 消 令 書
 住所
 氏名

第 8 1 条第 2 項
 第 8 1 条第 3 項
 第 8 1 条第 4 項

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 8 2 条
 第 1 8 3 条において
 第 1 8 3 条において
 第 1 8 3 条において

の規定に基づく公用令書(年 月 日 第 号)

準用する第 8 1 条第 2 項
 準用する第 8 1 条第 3 項
 準用する第 8 1 条第 4 項
 に係る処分を取り消したので、武力攻撃事態等における国民の保護に関する法律施行
 第 1 6 条
 令第 5 2 条において準用する第 1 6 条の規定により、これを公布する。

(取り消した処分の内容)

年 月 日

処分権者 氏名 ㊟

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン

平成17年8月2日

赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の
運用に関する関係省庁連絡会議申合せ

1 目的

このガイドラインは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第157条及び第158条に規定する事務を円滑に実施するため、武力攻撃事態等における赤十字標章等（国民保護法第157条第1項の特殊信号及び身分証明書並びに同条第2項の赤十字標章等をいう。以下同じ。）及び特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）に関する基準、手続等を定めることを目的とする。

2 赤十字標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

- ・許可権者（指定行政機関の長及び都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市の長。2(1)(2)(ウ)を除く。）において同じ。）をいう。以下2において同じ。）は、次に定める区分に従い、赤十字標章等の交付等を行うものとする。

① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の長が所管する医療機関
- (イ) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）である医療関係者（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第18条の医療関係者をいう。以下2において同じ。）
- (ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該指定行政機関の長が所管する医療機関である指定公共機関
- (エ) (ア)から(ウ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務（搜索、収容、輸送等）を行う者

② 都道府県知事が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県知事から国民保護法第85条第1項の医療の実施の要請、同条第2項の医療の実施の指示等を受けて、当該都道府県知事の管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関及び医療関係者
- (イ) 当該都道府県知事から国民保護法第80条第1項の救援に必要な援助についての協力の要請等を受けて、当該都道府県知事の管理の下で行われる避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関及び医療関係者
- (ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該都道府県知事が指定した医療機関である指定地方公共機関
- (エ) ①(ア)から(ウ)まで及び②(ア)から(ウ)までに定める対象者以外の当該都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市。2(1)(ア)において同じ。）において医療を行う医療機関及び医療関係者

(オ) (ア)から(エ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務（捜索、収容、輸送等）を行う者

(2) 交付等の手続、方法等

- ・赤十字標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。

(ア) 指定行政機関又は都道府県の職員並びにこれらの者が行う医療のために使用される場所及び車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるための赤十字標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。

(イ) 対象者の委託により医療に係る業務（捜索、収容、輸送等）を行う者（以下(イ)において「受託者」という。）及び受託者が行う医療に係る業務を行う場所等を識別させるための赤十字標章等については、原則として当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

(ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の対象者並びに当該対象者が行う医療のために使用される場所等を識別させるための赤十字標章等については、当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

- ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに白地に赤十字の標章のみを交付することができる。
- ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される医療の内容等に応じて定めるものとする。ただし、赤十字標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において医療等を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては赤十字標章等の交付等を行わないものとする。
- ・許可権者は、申請書の保管、赤十字標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した赤十字標章等の管理を行うものとする。
- ・赤十字標章等の交付等を受けた者は、赤十字標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、赤十字標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した赤十字標章等を返納しなければならない。

(3) 赤十字標章等の様式等

① 赤十字等の標章

- ・我が国関係者については、すべて白地に赤十字の標章を使用するものとする。なお、白地に赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章については、外国から派遣された医療関係者等による使用を想定している。
- ・白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章（以下(3)及び(7)において「赤十字等の標章」という。）は、状況に応じて適当な大ききとする。なお、赤十字、赤新月並びに赤のライオン及び太陽の形状のひな形は図1のとおりであ

る。

- ・赤十字等の標章の赤色の部分の色は、金赤（C M Y K 値：C-0, M-100, Y-100, K-0、R G B 値：#FF0000）を目安とする。ただし、他の赤色を用いることを妨げるものではない。

[図 1]



- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から（特に空から）識別されることができるよう、可能な限り、平面若しくは旗に又は地形に応じた他の適当な方法によって表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分は、特に赤外線機器による識別を容易にするため、黒色の下塗りの上に塗ることができるものとする。
- ・対象者を識別させるために赤十字等の標章を使用する際は、できる限り赤十字等の標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

② 特殊信号

- ・対象者が使用することができる特殊信号は、発光信号、無線信号及び電子的な識別とする。
- ・特殊信号の規格等については、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）（以下「第一追加議定書」という。）附属書 I 第 3 章の規定によるものとする。

③ 身分証明書

- ・常時の医療関係者等の身分証明書は、第一追加議定書附属書 I 第 2 条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式 3 のとおりとする。

- (ア) 赤十字等の標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
- (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
- (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
- (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
- (オ) 所持者がいかなる資格において1949年8月12日のジュネーヴ諸条約（以下単に「ジュネーヴ諸条約」という。）及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、〇〇省の職員、救援を行う△△（医療機関）の職員又は医療関係者、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
- (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、

これと異なる大きさの写真でも差し支えない。

(キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）

(ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う医療等の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。

(ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（ＡＢＯ式及びＲｈ式）が記載されていること。

- ・ 臨時の医療関係者等の身分証明書については、原則として、常時の医療関係者等の身分証明書と同様のものとする。ただし、常時の医療関係者等の身分証明書と同様の身分証明書の交付等を受けることができない場合には、これらの者が臨時の医療関係者等として医療等を行っていることを証明し並びに医療等を行っている期間及び赤十字等の標章を使用する権利を可能な限り記載する証明書であって、許可権者が署名するものを交付等するものとする。この証明書には、所持者の氏名、生年月日及び当該医療関係者等が行う医療等の内容を記載するとともに、所持者の署名を付するものとする。

- ・ 常時の医療関係者等及び臨時の医療関係者等の区別については、当該医療関係者等が行う医療等の内容、その期間等を勘案し、許可権者が決定することとする。

(4) 赤十字標章等の使用にあたっての留意事項

- ・ 何人も、武力攻撃事態等において、赤十字標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。

(ア) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、当該赤十字標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

(イ) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、医療を行っていない場合には、赤十字標章等を使用してはならない。

(ウ) 赤十字標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら医療のために使用されていなければならない。

(5) 訓練及び啓発

- ・ 許可権者及び対象者は、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）についての訓練を実施するにあたって、赤十字標章等を使用するよう努めるものとする。

- ・ 国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における赤十字標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

- ・ 許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並

びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。

- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における赤十字標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において赤十字標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における赤十字等の標章の使用等

- ・平時においては、(5)に定める場合を除いて、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和22年法律第159号。(7)において「赤十字標章法という。）の規定に基づき、日本赤十字社及び日本赤十字社の許可を受けた者に限って赤十字等の標章を使用することができるものとする。
- ・武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第9条第1項の対処基本方針が定められる前に日本赤十字社から赤十字等の標章の使用の許可を受けた者は、武力攻撃事態等においても、赤十字標章法第3条に規定する傷者又は病者の無料看護を引き続き行う場合に限り、改めて国民保護法に基づく交付等を受けることなく赤十字等の標章を使用することができるものとする。

3 特殊標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

- ・許可権者（国民保護法第158条第2項の指定行政機関長等をいう。以下3において同じ。）は、次に定める区分に従い、特殊標章等の交付等を行うものとする。なお、「国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者」とは、国民保護法第70条第1項、第80条第1項、第115条第1項及び第123条第1項に基づいて、許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者等を指すものである。

① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該指定行政機関の長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該指定行政機関の長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (エ) 当該指定行政機関の長が所管する指定公共機関

② 都道府県知事が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県の職員（③(ア)及び⑤(ア)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該都道府県知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該都道府県知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力を

する者

(エ) 当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関

③ 警視総監又は道府県警察本部長が交付等を行う対象者

(ア) 当該都道府県警察の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの

(イ) 当該警視総監又は道府県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 当該警視総監又は道府県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

④ 市町村長が交付等を行う対象者

(ア) 当該市町村の職員（当該市町村の消防団長及び消防団員を含み、⑤(ア)及び⑥(ア)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの

(イ) 当該市町村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 当該市町村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

⑤ 消防長が交付等を行う対象者

(ア) 当該消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者

(イ) 当該消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 当該消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

⑥ 水防管理者が交付等を行う対象者

(ア) 当該水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの

(イ) 当該水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 当該水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 交付等の手続、方法等

・特殊標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。

(ア) 許可権者の所轄の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの及び当該国民保護措置に係る当該職員が行う職務のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。

(イ) 許可権者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者又は許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、原則として当該対象者が許可権者に対して交付の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、許可権者が作成して交付するものとする。

(ウ) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置に係る業務を行う者（当該指定公共機関又は指定地方公共機関の委託により国民保護措置に係る業務を行う者を含む。）又は当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させ

るための特殊標章等については、指定公共機関又は指定地方公共機関が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

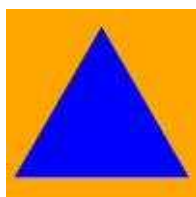
- ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。
- ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される国民保護措置に係る職務、業務又は協力の内容等に応じて定めるものとする。ただし、特殊標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては特殊標章等の交付等を行わないものとする。
- ・許可権者は、申請書の保管、特殊標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した特殊標章等の管理を行うものとする。
- ・特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した特殊標章等を返納しなければならない。

(3) 特殊標章等の様式等

① 特殊標章

- ・特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすものとする。なお、そのひな形は図2のとおりである。
- (ア) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オレンジ色とすること。
- (イ) 三角形の一角が垂直に上を向いていること。
- (ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- ・特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。
- ・特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色（CMYK値：C-0, M-36, Y-100, K-0、RGB値：#FFA500）を、青色の正三角形の部分については青色（CMYK値：C-100, M-100, Y-0, K-0、RGB値：#0000FF）を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げるものではない。

[図2]



- ・場所等を識別させるための特殊標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から識別されることができるよう、可能な限り、平面又は旗に表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための特殊標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。
- ・対象者を識別させるために特殊標章を使用する際は、できる限り特殊標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

② 身分証明書

- ・身分証明書は、第一追加議定書附属書 I 第 15 条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式 4 のとおりとする。

(ア) 特殊標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。

(イ) できる限り耐久性のあるものであること。

(ウ) 日本語及び英語で書かれていること。

(エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。

(オ) 所持者がいかなる資格においてジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、〇〇省の職員、△△県の職員、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。

(カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦 4 センチメートル、横 3 センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。

(キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）

(ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う国民保護措置に係る職務、業務又は協力の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の国民保護措置を担当する部局における在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。

(ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（A B O 式及び R h 式）が記載されていること。

(4) 特殊標章等の使用にあたっての留意事項

- ・何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。

(ア) 特殊標章等の交付等を受けた者は、当該特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

(イ) 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っていない場合には、特殊標章等を使用してはならない。

(ウ) 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(5) 訓練及び啓発

- ・許可権者及び対象者は、国民保護措置についての訓練を実施するにあたって、特殊標章等を使用するよう努めるものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

- ・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における特殊標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において特殊標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における特殊標章の使用

- ・平時におけるいたずらな使用が武力攻撃事態等における混乱をもたらすおそれがあることにかんがみ、平時における特殊標章の使用については、(5)に定める場合を除いて使用しないこととする。

[様式 1]

(別紙)

赤十字 交 付
標章等に係る 申請書
特 殊 使用許可

平成 年 月 日

(許可権者) 様

国民保護法第157条又は第158条の規定に基づき、次のとおり赤十字標章等又は特殊標章等の交付又は使用許可を申請します。

氏名：(漢 字) _____ (ローマ字) _____	生年月日 (西暦) _____年____月____日
申請者の連絡先 住 所：〒 _____ _____	写 真 縦4×横3cm (身分証明書の交付 又は使用許可の場 合のみ)
電話番号： _____ E-mail： _____	
識別のための情報 (身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身 長： _____ 眼の色： _____ 頭髪の色： _____ 血液型： _____ (RH因子)	
標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載) _____ _____	
(許可権者使用欄) 資格： _____ 証明書番号： _____ 交付等の年月日 _____ 有効期間の満了日： _____ 返納日： _____	



[様式2]

赤十字標章等／特殊標章等の交付／使用許可をした者に関する台帳

証明書 番 号	氏名 (漢字)	氏名(ローマ字)	生年月日	交付等の 年月日	有効期間 の満了日	身長 (cm)	眼の 色	頭髪 の色	血液 型	その他の 特徴等	標章の使用	返納日	備考

[様式 3]

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための空白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
自衛隊の衛生要員等以外の 常時の 医療関係者用 for 臨時の		
PERMANENT for TEMPORARY		
氏名/Name -----		
生年月日/Date of birth -----		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		

交付等の年月日/Date of issue ----- 証明書番号/No. of card -----		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry -----		

裏面

身長/Height -----	瞳の色/Eyes -----	髪の色/Hair -----
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血液型/Blood type -----		

所持者の写真 PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

(日本工業規格 A 7 (横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル))

[様式 4]

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための空白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name -----		
生年月日/Date of birth -----		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		

交付等の年月日/Date of issue ----- 証明書番号/No. of card -----		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry -----		

裏面

身長/Height -----	瞳の色/Eyes -----	髪の色/Hair -----
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血液型/Blood type -----		

所持者の写真 PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

(日本工業規格 A 7 (横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル))

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分
音 更 町

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 (北緯 度、東経 度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

附録

1 音更町国民保護協議会委員の構成

平成24年10月1日現在

区分	番号	機関（団体）名	役職名
会長	-	音更町	町長
第1号	1	北海道開発局 帯広開発建設部	次長
第2号	2	陸上自衛隊 第5旅団	第5特科隊長
第3号	3	北海道 十勝総合振興局 地域政策部	地域政策課主幹
	4	北海道 十勝総合振興局 帯広建設管理部	事業室 事業課 施設保全室長
	5	北海道 十勝総合振興局 保健環境部	保健行政室 企画総務課長
	6	北海道警察 釧路方面帯広警察署	署長
第4号	7	音更町	副町長
第5号	8	音更町教育委員会	教育長
	9	北十勝消防事務組合 消防本部	消防長
	10	北十勝消防事務組合	音更消防署長
第6号	12	音更町	総務部長
	13	音更町	町民生活部長
	14	音更町	保健福祉部長
	15	音更町	経済部長
	16	音更町	建設水道部長
	17	音更町	会計管理者
第7号	18	東日本電信電話株式会社 北海道支店	災害対策室長
	19	北海道電力株式会社	帯広支店長
	20	帯広ガス株式会社	代表取締役
	21	日本郵便事業株式会社 北海道支社	音更郵便局長
	22	日本赤十字社	音更町分区長
第8号	23	北十勝消防事務組合	音更消防団長
	24	音更町教育委員会	教育部長
	25	音更町校長会	会長
	26	音更町中央連合町内会	会長
	27	木野中地区連合町内会	会長
	28	宝来地区町内会・団体連合会	会長
	29	音更町老人クラブ連合会	会長
	30	音更町赤十字奉仕団	委員長
	31	音更町土地改良区	理事長

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」第40条 抜粋

第2項 会長は、市町村長をもって充てる。

第4項 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。

第1号 当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員

第2号 自衛隊に所属する者（任命に当たって防衛大臣の同意を得た者に限る。）

第3号 当該市町村の属する都道府県の職員

第4号 当該市町村の助役

第5号 当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）

第6号 当該市町村の職員（前2号に掲げる者を除く。）

第7号 当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員

第8号 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者

2 音更町国民保護計画策定の経過

年 月 日	経 過 の 内 容
平成18年1月上旬～ 2月上旬	協議会条例*1（案）・対策本部条例*2（案）策定作業
平成18年2月中旬～ 5月上旬	町国民保護計画骨子（案）策定作業
平成18年2月20日	総務文教常任委員会 ・協議会条例（案）・対策本部条例（案）の説明
平成18年3月8日	協議会条例（案）・対策本部条例（案） 議会提案
平成18年3月24日	協議会条例（案）・対策本部条例（案） 原案可決
平成18年3月27日	協議会条例及び対策本部条例 公布・施行
平成18年4月25日	広報おとふけ・町ホームページ掲載 ・制度の概要の住民への周知 ・協議会委員の公募 平成18年5月19日まで（期間中1名の応募あり。）
平成18年5月上旬	協議会委員の人選
平成18年5月10日	総務文教常任委員会 ・町国民保護計画骨子（案）の説明
平成18年5月25日	協議会委員任命予定者の決定（公募委員1名を含む。）
平成18年5月30日	総務文教常任委員会 町国民保護計画策定スケジュールの説明
平成18年6月28日	第1回協議会開催 ・町国民保護計画骨子（案）の承認
平成18年6月下旬～ 平成18年8月下旬	町国民保護計画（素案）策定作業
平成18年9月12日	総務文教常任委員会 ・町国民保護計画（素案）の説明
平成18年9月15日	第2回協議会開催 ・町国民保護計画（素案）の承認

*1 「協議会条例」 音更町国民保護協議会条例

*2 「対策本部条例」 音更町国民保護対策本部及び音更町緊急対処事態対策本部条例

年 月 日	経 過 の 内 容
平成18年9月下旬～ 平成19年2月下旬	町国民保護計画（素案）修正作業
平成18年10月6日～ 平成19年2月28日	町国民保護計画（素案）に係る道との事前相談
平成18年10月25日～ 平成18年11月24日	町国民保護計画（素案）パブリックコメント実施 ・ 広報おとふけ・町ホームページにより周知 ・ 町国民保護計画（素案）は窓口及び町ホームページで閲覧
平成18年12月5日	パブリックコメント結果公表 ・ 町民等からの意見なし
平成18年12月8日	総務文教常任委員会 パブリックコメント結果報告
平成19年3月2日	第3回協議会 ・ 町国民保護計画（案）の承認
平成19年3月6日	町国民保護計画（案）に係る道知事協議（正式協議）
平成19年3月14日	道知事協議結果通知 ・ 町国民保護計画（案）について道から異議のない旨の通知あり。
	町国民保護計画の決定
平成19年3月19日	総務文教常任委員会への報告